

田原市自動体外式除細動器（AED）貸出事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定め、市民が参加する各種行事等にAEDを貸し出すことで、参加者等が突然心肺機能停止状態に陥ったときに備えるとともに、市民が参加する各種行事等にAEDに身近に触れる機会を提供することで、応急手当の普及啓発を行うことを目的とする。

（貸出しの対象）

第2条 AEDの貸出しは、市内において10名以上の市民が参加し、かつ営利を目的としない行事を主催する団体等の代表者に対して行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（貸出しの条件）

第3条 AEDの貸出は、原則として、医療従事者又は普通救命講習若しくは上級救命講習を受講した者が、行事の期間を通じてその会場等に配置されることを条件とする。

（貸出期間）

第4条 AEDの貸出し期間は、貸出しの日から7日以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

（貸出料）

第5条 AEDの貸出しは、無料とする。

（貸出手続き）

第6条 貸出しを受けようとする者は、貸出日の前日までに自動体外式除細動（AED）貸出申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する貸出申請書の提出を受けた場合は、貸出しの諾否を速やかに決定し、自動体外式除細動器（AED）貸出承認・不承認通知書（様式第2）により該当申請者に通知するものとする。

（維持管理）

第7条 AEDの貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）は、AEDを常に良好な状態で管理するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) AEDを処分し、又は目的以外に使用しないこと。
- (2) AEDを転貸し、又は譲渡しないこと。

（返却）

第8条 使用者は、貸出期間終了後、速やかにAEDを返却し、自動体外式除細動器（AED）使用実績報告書（様式第3）を市長に提出するものとする。

（損害賠償の義務）

第9条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、AEDを紛失し、又は、棄損したときは、自動体外式除細動器（AED）亡失・損傷報告書（様式第4）を速やかに市長に提出するとともに、AEDを現状に復し、又はその相当額を弁償しなければならない。

（返却）

第10条 市長は、貸出期間中に次の各号のいずれかに該当するときは、AEDを返還させることができる。

- （1）使用者が、AEDを必要としなくなったとき。
- （2）市長が特に必要があると認めたとき。

附 則

この要綱は、平成21年6月12日から施行する。